

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園の臨時使用許可
概 要	大阪市設霊園条例では、霊園を埋蔵の目的以外に使用することを禁止し、許可を受けた者だけが埋蔵の目的以外に使用することを認めています。許可を受けることができるのは、碑石・形像類の建設のための使用または祭祀、工事その他のための臨時使用に限られています。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第3条第3項及び第4項、第9条第2項 大阪市設霊園条例施行規則（昭和54年5月31日規則46号）第2条第1項第2号第3号 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	次のいずれかに該当する場合には許可を与えないことがある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公安又は風俗を害するおそれがある場合 2. 建物又は付属設備を損傷するおそれがある場合 3. 多数の申請者の利用を調整する必要があるために、その結果（先着順）として許可できない場合 4. その他管理上支障がある場合 「管理上の支障」とは、使用者や近隣住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設を適切に維持管理する上で妨げとなる具体的な支障をいう。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	市設霊園管理事務所
提出時期	随時
提出方法	霊園臨時使用許可申請書、霊園使用許可証、霊園内工事着手届（工事の場合）を、許可を受ける霊園を管理する各市設霊園管理事務所へ提出してください。
手数料	
相談窓口	環境局事業部事業管理課もしくは市設霊園管理事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0.html
備 考	